

皆が自分らしく豊かに暮らせる未来を希って……

社団法人 埼玉障害者自立生活協会

第20回定期総会

議案書

総会次第

1. 開会
2. 理事長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 総会役員（議長団・書記・資格審査委員・議事録署名人）の選出
5. 資格審査
6. 議事審議
 - 第1号議案 2011年度事業報告について
 - 第2号議案 2011年度決算報告について
 - 第3号議案 新定款について（案）
 - 第4号議案 2012年度役員選出について（案）
 - 第5号議案 2012年度事業計画について（案）
 - 第6号議案 2012年度予算計画について（案）
 - その他
7. 総会役員解任
8. 閉会の言葉

とき：2012年5月27日（日） 10:00～12:00

ところ：与野本町コミュニティセンター-多目的ルーム（小）

（〒338-0003 さいたま市中央区本町東3-5-43）

電話 048-853-7232

はじめに

理事長 坂本 さとし

今回の総会は、当協会が一般社団法人として再スタートすることを最終的に確認する重要な場です。一般社団法人は、これまでの公益法人と違い、設立も運営も簡素化された法人です。その法人形式を用いつつ、これまでの協会の組織と活動の基本方針を受け継ぐ意義をわかちあえるかどうかのポイントです。

当協会は、すでに2008年の第16回定期総会における定款変更において、この布石を打ちました。すなわち「これまでの事業の中、施設やケアシステムなどの設置運営事業を整理し、埼玉障害者市民ネットワークをはじめとした共に育ち共に生きる地域社会と障害者の自立生活の創出をめざす団体とともに、各地域・個人の連携の促進、調査研究、普及啓発等の事業を行うことをめざします。」と決議したのです。

設立以来の20年を振り返れば、たしかに当協会自体は施設やケアシステムなどの設置運営事業を最小限にとどめましたが、当協会を介してつながってきた各地のグループがそれぞれの地域において、ケア、住い、労働、活動拠点、そしてバリアフリー環境などをかちとってきた過程として評価できます。

しかし、もう一面では、そうした活動の中でも、障害の状況や有無により、人々が分類され格差が甚だしくなってきたこと、またその生活や労働、活動を成り立たせている基盤そのものが、孤島のように周りから孤立し、しかも限りなく不安定さを増してきている実感も増えています。

障害者制度改革の動きは、分類や格差を解消し、すべての障害者が社会の一員として他の人々と平等に生きるための取り組みです。しかし、孤立と不安定化は障害者に限らず社会のさまざまな分野に広がっており、社会保障と税の一体改革論議にも示されるように、社会全体のありかたに関わっており、障害者制度だけの改革には大きな壁がたちはだかっています。

この20年の前半は、バブルの崩壊、リストラ、非正規労働解禁、東京一極集中による地方の過疎といった社会の分解・不安定化が進み、それを受けて、後半に福祉バブル状況が到来し、それを追い風に障害者団体の事業が進展したともいえます。

一般社団法人というスリムな形をとりながらも、組織の基本的なありかたはこれまで通りにすることにより、連携や調査・研究、普及啓発を、少数者が代行するのではなく、会員やその周辺の人々みんなでもってゆくことを、確認したいのです。

また、総会後のシンポジウムでは、いま問われている連携や調査・研究、普及啓発の中身に関わる検証を行い、今後の活動につなげてゆきます。

第1号議案

－ 2011年度 事業報告 －（案）

1. 共に育ち共に生きることを基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創出を目的とする県内団体及び個人の連携のための事業

「第1回 相談援助事業検討会」を1月28日(土)にさいたま市立鈴谷公民館にて開催した。事業計画では「2010年度に開催した『自立支援協議会勉強会』を踏まえて、県内市町村に設置されている自立支援協議会のその後の運営状況を当協会加盟団体にアンケート調査をあらかじめ依頼したうえで『自立支援協議会検討会』を開催し、協議会の問題点を検討し、意見交換の場とすることになっていた。しかし、まずは会員団体の中での相談や悩みを話し合う場にしたいとのことで「第1回相談援助事業検討会（相談支援って何）」を開催した。時間的余裕がなかったので、アンケート調査は実施せず、会員団体に呼び掛けるのみとなった。

当日は、会員団体から5名と担当理事3名事務局2名と講師1名の参加があった。春日部市障害者生活支援センター「えん」で相談支援を中心に活動している吉田昌弘氏に、本年4月に施行される「つなぎ法（整備法）」の概略を説明して頂いた。その他に会員団体の方から日頃の仕事内容や生活の悩みの話し合いの場が持てた。

2. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かつぼ」

今年度も5月第3週に「かつぼフェスタ」を開催した。参加団体は21団体、売り上げは311,030円だった。店番会議は隔月に開催した。売り上げは微増加しているが、県庁内の移動販売の売り上げは減っている。

イベントへの参加としては、11月に「地域福祉まつり」（主催：株ウィズネット）、2月に「with you さいたまフェスティバル」があった。地域福祉祭は店番団体、でるでるクラブの参加もあり、交流もできたが、「with you さいたまフェスティバル」は呼びかけはしたが、専従中心の参加になってしまった。

3. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業

(1) 「通信」発行

事務局事務所会議での編集会議と「印刷・製本・発送作業の共同化」については今年度も計画通りに行った。5月10日（通信157号）の発送作業後は、雨で中断してしまったものの駅で被災地支援の街頭カンパを行った。複数の団体が集まって一緒に作業をすると、それぞれの団体の活動のやり方や人間関係のありようが見えてくる。また、作業会場の地元にあるセンター21の活動を見学するなど、「地域をこえた活動」の機会にもなった。

「誌」としての「通信」については157号：総会議案号（4月27日発行）、159号：第19回定期総会・記念シンポジウム「引き裂かれた世界からの旅立ち、学校・職場・地域からいま」（8月6日発行）、161号：分けない地域・自治体求める協働と連帯の第2期法人へ、夜の勉強会「スウェーデンにおける貧困」、総合県交渉、教育、交通アクセス（12月19日発行）と3回発行し、6月（158号）、9月（160号）、3月（162号）に「事務局だより」としてコンパクトな「通信」を発行した。

(2) できるでる CLUB

この事業は、普段、地域の活動で忙しく、他の地域に目が向けられない人たちにも、参加してもらえる企画を実施し、地域間や団体間の交流を図ろうとするものである。

今年度は実行委員会を24回開催した。9月4日（日）のできるでる CLUB 第1回目企画「しながわ水族館」は、3班に分かれて総勢23名の参加であった。「参加して良かった」と沢山の声をいただいた。しながわ水族館は、企画の段階から思ったことを言い合い、今後の自信につながる一歩となった。11月3日（木・祝）の第3回地域福祉祭り in さいたまは、申し込みの不備から、できるでる CLUB 単独での出店はできず、かっぽの応援ということで参加した。

引き続き、実行委員だけではなく、各地の団体や会員にも準備の段階から関わってもらえるようにしていくことが今後の課題である。

(3) ノーマライゼーション・ブックレット出版

ブックレット第2弾づくりは、一般社団法人移行の中心となる事業として検討をした。3月21日に編集委員会を行い、「まちづくり」をテーマとした話をした。障害者福祉分野で「まちづくり」というとハード面ばかりの印象が強いが、実はそこでくらす人々の生活や実態を浮かび上がらせていけるような調査・研究が必要なのではないかということで意見交換し今年度は終わった。

4. 県内の関係各機関との連携・調整、情報提供、相互連携等の事業

(1) 公的な委員会

① 埼玉県障害者施策推進協議会

8月4日に総合県交渉とワーキングチーム（第2グループ生活支援）に向けた勉強会を浦和岸町公民館で行い、ケアホームを作るにあたって消防法や建築基準法がネックだという意見が出された。

埼玉県障害者施策推進協議会は本会議とワーキングチームに分かれ、地域生活・安心安全の第二グループに参加した。ワーキングチームでは、他の団体から「親亡き後もそのまま家で暮らさせたい」という話が出て共通する部分があった。

権利擁護の福祉教育では親である委員から、いじめについて発言があり、いじめは学校、施設、職場でもあるが、毎日のつきあいがないとわからないことだと意見を述べた。

公募委員から教育の項で、「障害者はなぜ普通学級に行かなければいけないのか」という質問があり、当協会以外の障害当事者委員からも体験談を話す場面があった。

会議の開催は以下の通り。ワーキングチーム（第2グループ生活支援）が8月10日・9月14日・9月20日に開かれた。

- 埼玉県障害者施策推進協議会の第1回目は（6月7日）に開催
- 第2回目は（6月23日）
- 第3回目は（10月26日）に開催
- 第4回目は（12月26日）、第3期障害者支援計画（案）が出された。
- 第5回目（3月21日）にパブコメの報告

(2) 当協会として、県内の他団体と相互連携している活動

① 埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会

毎月定例事務局会議を開催し、運営について話し合った。運営協議会の総会は6月15日に構成団体の当協会、埼玉県身体障害者福祉協議会のほか、店番団体が参加して行なわれた。また、今年度は 総会終了後 県庁内職場体験の「報告会」を実施し、県庁担当課と参加団体で 広く意見交換を行うことができた。

② 福祉の対象とされてきた人々も含めた就労・職場参加支援に関する連携活動

労働、教育、福祉のそれぞれの分野で就労支援体制が強化されてきたにもかかわらず、福祉と労働の世界へ分けられてゆく流れはいっそう強まってきたのではないかということについて、当協会の定期総会シンポジウムの中で多角的に確認作業を行った。また、埼玉障害者市民ネットワーク合宿において、当会の会員がかかわる各地の団体の経緯や

実態についてアンケート調査と報告が行われ、未整理ではあるが今後の作業に役立つ資料がもたらされた。

同ネットワーク取捨井の総合県交渉では、「はたらく」の分野で、要望として出された東京八王子市のような自治体ワークシェアリングをという項目に対し、県から「一般就労が難しい障害者にとっては有効な就労形態」との回答を得、第3期埼玉県障害者支援計画に「ワークシェアリングなど障害のある人の多様な働き方を研究し、市町村に情報提供します。」という施策として盛り込むことができた。ただ、現在県庁内では、かっほが委託を受けて実施する職場体験事業のほかに、知的障害者を半年間臨時採用するための職場実習や、就労支援機関・特別支援学校からの職場実習などが実施され、それら全体の検証会議も開かれているにもかかわらず、「ワークシェアリングなど障害のある人の多様な働き方」の研究としては活かされていず、課題として残されている。

③ 分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

今年度も社団としての独自の活動はできなかったが、「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」や埼玉障害者市民ネットワークと共に埼玉県教育局との話し合いに積極的に参加した。2012年秋に開催予定の「『障害児』の高校進学を実現する全国交流集会」の実行委員会に共済として名を連ね参加した。

④ 福祉のまちづくり会議への参加

まちづくり委員会には当協会は委員としては呼ばれずに8月22日の団体ヒアリングに副理事2名ほか1名が参加することとなった。話の内容は身体障害者の駐車場について団体から意見として聞かれた。また、当協会独自のまちづくり活動として毎年催している交通アクセスでは、東日本大震災に触発されて実際に地震があった時の事を想定しての行動となった。内容的には、目的地を浦和駅として、県内各地域の駅から出発して、エレベータを使わないグループなどは、段差がある度に昔懐かしのお神輿スタイルで車椅子を担いでもらう等して目的地まで行った。その後、反省会がありみんなの声を聞くと、「やって良かった」という感想が多かった。また、「車いすの担ぐ方も、かつがれる方も忘れかけていた。」との声もあった。

⑤ 社団・ネット合同事務局会議

今年度社団・ネット合同会議は1月24日(火)に所沢で開かれた1回のみで終わった。所沢では障害者制度改革推進会議総合福祉部会が出された「骨格提言」について、重点的に話し合った。このほかに5月25日にネットワーク合宿の内容の検討会議、6月14日には県交渉要望書の内容の確認について、8月4日 県交渉要望書と埼玉県施策推進協議会のワーキングチームについてと、連携した会議を設けた。

5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

(1) 事務局

① 事務局

昨年度同様、事務局・事務所会議は、所沢市、さいたま市、ふじみ野市、新座市、越谷市、春日部市、草加市から集まり、毎月木曜日に（12回）行った。制度改革の流れの中で埼玉フォーラムなどの他団体会議等の活動に積極的に参加した。

学習会としては、11月10日に「スウェーデンの貧困」、3月8日には「スウェーデンのパーソナルアテンダンス制度と総合福祉法」と夜の勉強会を2回行った。

昨年度総会において、当協会是一般社団法人に移行する道を選択することの承認を受け、申請書類や公益目的支出計画の内容の検討を行い、申請書提出までには至らなかったが、担当課と相談をしながら一般社団法人定款（案）を作成した。

② 事務所

ふじみ野市の事務所、ペンぎん広場（さいたま市）において社団加盟各団体の協力のもと以下の作業を行った。

- 会員向け通信紙「事務局だより」の発行
- 2011年 6月22日、9月28日 2012年 3月7日（発送）
- 各団体への会議等の連絡
- 当団体を法人として維持するための各種書類の作成、提出
- 事務局長のスケジュール調整、勤務記録の整理と給与計算
- 会員名簿と会費の管理
- 小口会計、郵便物の管理

(2) 会議

① 三役会・理事会

今年度は定例理事会を4回、臨時理事会を2回行った。法人格の変更及び今後の在り方を検討した。三役会議は、近隣の理事も出席し事業の検討、理事会の内容の確認をした。また、理事会の内容についてはその都度「通信」に掲載した。

第2号議案

— 2011年度決算報告 —

自2011年4月1日 至2012年3月31日

収入の部	科目	予算額	決算額	増減額	適用
	前年度繰越金	1,466,913	1,466,913	100%	
	会費	800,000	626,000	78%	14団体+会員107名 納入済み
	寄付	10,000	20,000	200%	
	運営協力金	30,000	30,000	100%	
	小計	840,000	676,000	80%	
	雑収入	50,000	31,713	63%	総会講演会資料代、利息など
	小計	50,000	31,713	63%	
	助成金共同募金赤い羽根	300,000	300,000	100%	
	小計	300,000	300,000	100%	
事業収入	30,000		0%		
啓発		18,100			
出版		0			
小計	30,000	18,100	54%		
収入合計	2,686,913	2,492,726	93%		

支出の部	科目	予算額	決算額	増減額	適用
	人件費	700,000	697,895	100%	常勤給与
	保険料	15,000	11,337	76%	
	常勤交通費補助	0	65,506		
	小計	715,000	774,738	108%	
	事務局費	1,000,000			
	光熱費		24,000		
	委託料		240,000		
	総会		56,045		
	事務用品費		5,942		
通信費		90,866			
会議費		10,780			
交通費		6,360			
租税公課		1,445			
雑費		5,000			
小計	1,000,000	440,438	44%		
助成金(かっぼ)	300,000	300,000	100%		
小計	300,000	300,000	100%		
事業支出	100,000		0%		
啓発		152,805		埼玉障害フォーラム分担金を含む	
通信		68,078			
出版		21,895			
小計	100,000	242,778	243%		
予備費	571,913	734,772	128%	繰越金	
支出合計	2,686,913	2,492,726	93%		

収入済み決算額	1,025,813
支払済み決算額	1,757,954
差し引き額	▲732,141

財産目録

2012年3月31日現在

一 資産の部		
I. 流動資産		
1 現金及び預金		
(1) 現金	171,228	
(2) 預金		
①振替口座 郵貯銀行	12,000	
②普通預金 三菱東京UFJ銀行蕨支店	551,544	
流動資産 計		772
II. 固定資産		
1 有形固定資産	0	
2 基本財産		
(1) 定期預金 武蔵野銀行武里支店	5,872,683	
3 その他の固定資産		
(1) 出資金		
		5,872,683
資産合計		6,607,455
二 負債の部		
I 借入れ金		
負債合計		0
正味財産		6,607,455


監査報告書

平成24年4月20日

社団法人 埼玉障害者自立生活協会
第20回定期総会 議長殿

私たちは、去る4月20日、社団法人埼玉障害者自立生活協会の2011年4月1日から2012年3月31日までの会計（計算書類・財産目録・預金残高など）及び業務（使途目的・管理）の監査を行いました。

監査の結果、適正と認め、相違はありませんでしたので ご報告いたします。

監事 黒古次男 

監事 内田 誼 

第3号議案

— 新定款について— (案)

前年度の総会で承認された一般社団法人へ移行に伴い、新たな定款を作成しましたので以下の通り提案いたします。

一般社団法人 埼玉障害者自立生活協会 定款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉障害者自立生活協会（以下「この法人」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県ふじみ野市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を有する人々も、その障害の種類・程度等により他の市民から分け隔てられ、差別されることなく、自らの意志で生活を切り開き完全な社会参加を進めて行くことができるような地域社会の創出をめざし、そのための調査・研究ならびに相談・援助を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共育共生を基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創造を目的とする県内各団体の連携のための事業
- (2) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業
- (3) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業
- (4) 上記の事業を実施する県内の関係各機関との連絡・調整、情報提供、相互連携等の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、第7条の規定によりこの法人の会員となったものを持って構成する。

(種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員
 - 1 個人会員 この法人の目的に賛同した個人
 - 2 団体会員 この法人の目的に賛同した団体
- (2) 賛助会員

この法人の事業の上で密接な関係にあり、この法人の目的に賛同し理事会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員を持って構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後三か月以内に1回開催する。必要がある場合臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会の招集は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 5分の1以上の正会員から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において会員の4分の3以上の同意を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(総会における書面表決等)

第20条 総会に出席できない会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び、出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- ・理事 10名以上12名以内
- ・監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

- 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第19条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会においてさだめる総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人は、必要に応じ、顧問または相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。

- 3 顧問は、この法人の基本的な運営について、代表理事の諮問に応ずる。

- 4 相談役は、理事会の業務に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

(委員会)

第30条 第4条の事業を行うため、この法人に委員会を設けることができる。

- 2 委員会の種類、組織、権限、運営方法等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けた時又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て總會の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類

を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、電子公告において行われる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 坂本さとし とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法放任の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第4号議案

—2012年度役員人事について—（案）

（五十音順）

理事 飯田 力 NPO 法人 自立センター 遊 TO ピア（熊谷市）
猪瀬 佳子 ペんぎん村（さいたま市）
神田 正子 OMIYA ぱりあフリー研究会（さいたま市）
坂本 サトシ NPO 法人 コーヒータイム（朝霞市）
下重 美奈子 NPO 法人 上福岡障害者支援センター21（ふじみ野市）
瀬井 貴生 NPO 法人 とことこの家（所沢市）
武井 英子 NPO 法人 ふくしネットにいざ（新座市）
野島 久美子 埼玉障害者市民ネットワーク（春日部市）
藤川 雄一 NPO 法人 リンクス（川口市）
吉井 真寿美 一般社団法人 英の樹会（坂戸市）

監事 黒古 次男 どんこの会（入間市）
内田 誼（宮代町）

相談役 八木下 浩一（川口市）

顧問 高橋 儀平 東洋大学 教授（坂戸市）
細川 律夫 衆議院議員（越谷市）

事務局 植田 涼 事務局長・常勤職員（所沢市）
今井 和美（野田市）
並木 理（所沢市）
山下 浩志（春日部市）
和田 優子（狭山市）
事務所 東井 研二（新座市）
後藤 千佳子（新座市）

第5号議案

— 2012年度事業計画（案） —

1. 共に育ち共に生きることを基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創出を目的とする県内団体及び個人の連携のための事業

昨年度の相談援助事業検討会では、相談援助活動には障害者支援だけでなく、子育て支援や、高齢者支援などがあり、互いに関係していることを確認した。しかし、それら相談援助を行っている他分野を意識しつつも、当協会の活動分野である障害者福祉を中心に行動している加盟・関連団体の現状と課題等を把握する必要がある。今年度は、近年停止状態になっていた個人個人の日常生活で使っている制度を共有していくための「介助ネットワーク」のような活動を再開して、現状の把握に努める。

2. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かつぼ」

福祉の店運営協議会の一員として、かつぼでの毎日の店番を通した障害当事者の働き方、暮らし方を「かつぼフェスタ」「県庁内職場実習（体験実習）」などを通して、県庁内外に伝えていく。また、これらの活動をかつぼ専従を中心に、県内障害者団体、施設等に発信していく。

3. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業

(1) 「通信」発行

昨年同様「印刷・製本・発送の作業の共同化」は続けて行う。

① 「通信 情報誌」

現在月1回のペースで事務局・事務所会議が行われているので、原則として同会議において編集会議を行う。今年度は、「障害児」の高校進学を進める全国交流集会 IN SAITAMA をはじめ、全国のさまざまな活動との関わりが増すことが予想されるが、そこで出された議論を「誌」上で伝えつつ、季刊として発行する。

②「事務局だより」

会員に対して、当協会の活動状況をコンパクトに伝え、季刊発行する「通信 情報誌」の間に発行する。

(2) できるCLUB

できるCLUBは、当協会事務局が川口市にあった1999年に発足した。それまで、ごく一部の人が担っていた当協会の実務。それを改めようと県内各地から当協会の事務局会議や事務所の作業に参加を呼びかけ、拡がりをもせてはいたが、数年たっても顔ぶれにはあまり変化がなかった。

当時、県内各地の団体では、デイケアや生活ホームなどを持ちはじめ、人もたくさん関わり始めているはず。そうした当協会を知らない人にも、当協会の活動に参加してもらう切っ掛けとなる企画が必要と考え「様々な人々を自然に巻き込んで皆で楽しく外に出ること」を目的に、この事業は始まった。途中、当協会事務局の移転や事業の見直しなどの事由により一時中断したこともあったが、バーベキュー、温泉旅行、化粧講習会、スキーや夏祭りを楽しむ、などの企画を開催してきた。

この事業の特徴は、そうしたイベントに参加した人たちが、自ら事業の担い手として関わりを持ち事業が進んでいるということだ。県内各地からこの事業を企画する人どうしがつながり、忘年会や暑気払いなど、自分たちも楽しいことをやりながら事業を担っている。

今年度は月2回のペースで、できるCLUB 実行委員会を持つ。(仮称)しながわ水族館参加者のつどいを実施し、自分たちで、イベントを企画し、各地域、各団体の交流を深めることにも努める。また、11月11日(日)「第4回地域福祉まつり in さいたま」(主催(株)ウィズネット)に、色々な団体に声をかけ、参加する。大きな活動は、2回を予定する

(3) ノーマライゼーション・ブックレット出版

一般社団法人移行の中心となる事業として、ブックレット第2弾づくりに取り組む。当協会が2003年に開催したノーマライゼーションセミナーで牧ロー二さんが語られた1970年代半ばのエレベーター設置運動をめぐる状況を切り口としながら、現在のエレベーターが林立した街において人々の生活と意識はどう変わってきたのかを探り、「街に出る」ことの今日的意味を考える内容にしたい。そのために編集委員会を開催し、準備してゆく。

4. 県内の関係各機関との連携・調整、情報提供、相互連携等の事業

(1) 公的な委員会

① 埼玉県障害者施策推進協議会

今年度の委員会は第3次障害者支援計画に基づいた進捗状況を把握していく場になる。当協会としては、県内の他団体の委員との連携を深め、推進協議会に反映できるような委員会だけではない活動を行う。

(2) 当協会として、県内の他団体と相互連携している活動

① 埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会

今年度も埼玉県身体障害者福祉協会とアンテナショップかつぼ運営協議会を構成し、事務局を担っていく。運営基盤を堅固にしていくために、店番団体（店番会議）、かつぼ専従と協力し、毎月事務局会議を開催する。

運営母体の強化のために 協議会のありかた、県内関係団体と協同できないか等探っていく。新たな店番団体獲得のためにも「かつぼジャーナル」、ブログ等を通し、広報、呼びかけに努める。

② 福祉の対象とされてきた人々も含めた就労・職場参加支援に関する連携活動

労働、教育、福祉のそれぞれの分野で就労支援体制が強化され、その半面で福祉と労働の世界へわけられてゆく流れが強まる中、かつて市町村就労支援事業を立ち上げた当時のような「はたらく」の分野での障害者団体相互の積極的な連携は消滅し、総体としての障害者制度改革の動きの中に解消されてきた。

しかし、障害者制度改革の一つの柱として「多様な働き方」が掲げられており、第3期埼玉県障害者支援計画にも、「ワークシェアリングなど障害のある人の多様な働き方を研究し、市町村に情報提供します。」という施策が盛り込まれたので、かつぼがコーディネートする県庁内職場体験事業を基軸としつつ、県内他団体と新たな連携を探りつつ県にも情報提供や提案を進めて行く。

③ 分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

10月に埼玉県で開催される「『障害児』の高校進学を実現する全国交流集会 in saitama」の共催にあたり、実行委員会など積極的に参加協力する。また、「どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会」と協力して、定期的に就学相談会など相談支援事業と共に教育の相談も入れていく。今年度は障害者総合福祉法など法整備の途中でもあり、行政への働きかけを行う。

④ 福祉のまちづくり会議への参加

当協会としては交通アクセス埼玉実行委員会の活動と連携し、委員会事業から外れる

が「街づくり推進事業」として、当協会の発足時の柱の一つである「街づくり」の運動を継続していく。

⑤ 社団・ネット合同事務局会議

今年度は三カ月に一度、合同会議を県内団体のある地域で開催する。その時、その地域にあったテーマを考え、各地域からの報告を行ってもらうような企画を考える。その準備等を丁寧に行い、各地域の実情やそこでの暮らしの実態が表せるような工夫を行っていく。

5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

(1) 事務局

① 事務局

昨年度の総会で、一般社団法人移行への方針が承認され準備を進めてきた。現在は、担当課に出向き申請に向けた調整を行っている。今年度中は、申請書類を提出し、合わせて一般社団法人認可後の登記の準備も進めて行く。移行準備に伴い、新たな体制作りを進める。事業全体を進めて行くにあたり、会員のみではなくその地域に住む人たちの実態が見えるよう、それぞれの事業をつなげた活動としていく。事務局・事務所会議は昨年同様、毎月1回開催する。

② 事務所

「事務局だより」の発行を始め、社団を運営するために必要な業務を行う。関わる団体・個人を広げ、役割分担を決め、日々の活動を効果的に進めていく。事務局・事務所会議を中心に社団運営の協力体制を深める。

(2) 会議

① 三役会・理事会

理事会は、今年度も隔月で開催する。三役会議は、理事会の前に開催し、近隣の理事も参加し理事会の内容、議案について事前に検討する。

第6号議案 — 2012年度 会計予算案 —

自2012年4月1日 至 2013年3月31日

収入の部	科目	今年度予算額	前年度決算額	増減額	適用
	前年度繰越金	734,772	1,466,913	▲ 732,141	
	会費	700,000	626,000	74,000	
	寄付	200,000	20,000	180,000	
	運営協力金	30,000	30,000	0	
	小計	930,000	676,000	254,000	
	雑収入	30,000	31,713	▲ 1,713	
	小計	30,000	31,713	▲ 1,713	
	助成金 共同募金赤い羽根	300,000	300,000	0	かっぼ
	小計	300,000	300,000	0	
事業収入					
啓発	0	18,100			
出版	0	0			
でるでる	0	0			
小計	0	18,100	▲ 18,100		
収入合計	1,994,772	2,492,726	▲ 497,954		

支出の部	科目	今年度予算額	前年度決算額	増減額	適用
	人件費	700,000	697,895	2,105	常勤 給与
	常勤交通費補助	68,640	65,506	3,134	常勤交通費補助
	保険料	12,000	11,337	663	
	小計	780,640	774,738	5,902	
	事務局費				
	光熱費	6,000	24,000	▲ 18,000	
	会計	240,000	240,000	0	
	總會	60,000	56,045	3,955	
	事務用品費	6,000	5,942	58	
通信費	90,000	90,866	▲ 866		
会議費	10,000	10,780	▲ 780		
交通費	6,500	6,360	140		
租税公課	1,500	1,445	55		
雑費	0	5,000	▲ 5,000		
小計	420,000	440,438	▲ 20,438		
赤い羽根助成金	300,000	300,000		かっぼ	
小計	300,000	300,000	0		
事業支出					
啓発	140,000	152,805	▲ 12,805		
通信	70,000	68,078	1,922		
出版	270,000	21,895	248,105		
小計	480,000	242,778	237,222		
予備費	14,132	734,772	▲ 720,640		
支出合計	1,994,772	2,492,726	▲ 497,954		

資料編

2011年度 活動カレンダー

4月	2	土	臨時理事会
	6	水	通信156号製本発送作業
	15	木	事務局事務所会議
	18	月	でるでる CLUB (2011年度事業計画)
	19	火	山にこもりましょう巡業団
			教育局顔合わせ
23	土	理事会	
5月	9	月	でるでる CLUB (総会用展示物・共同作業)
	10	火	議案書製本作業
	16	月	でるでる CLUB (総会用展示物・共同作業)
	17	火	教育局交渉
	18	水	かっぼフェスタ
			事務局事務所会議
	19	木	
	25	水	社団・ネット合同会議
29	日	社団・第19回総会	
6月	7	火	埼玉県障害者施策推進協議会
	14	火	県交渉要望書確認会議
	15	水	かっぼ総会
	16	木	事務局事務所会議
	20	月	第1回企画の検討
	21	火	山にこもりましょう巡業団
	27	月	でるでる CLUB (行き先を決める)
7月	1	金	新法人移行説明会
	2	土	埼玉障害者市民ネットワーク合宿
	11	月	でるでる CLUB (下見の日程決め等)
	16	土	理事会
	19	火	山にこもりましょう巡業団
	21	木	事務局事務所会議
	25	月	でるでる CLUB (第1回企画のチラシ内容検討)
	26	火	通信製本作業
でるでる CLUB (第1回企画のチラシ内容検討)			
8月	1	月	でるでる CLUB (第1回企画のチラシ内容検討)
	4	木	要望書・施策推進協議会に向けた会議
			移行プロジェクト 担当理事会議
	9	火	ちんどんパレード
			埼玉県障害者施策推進協議会 ワーキングチーム
	12	土	騎西町 避難所訪問
	17	水	教育局交渉
	18	木	事務局事務所会議
	22	月	でるでる CLUB (参加者の集約)
23	火	総合県交渉	
			24

	29	月	三役会議 でるでる CLUB (参加者グループ決め)
9月	3	土	理事会
	4	日	でるでる CLUB しながわ水族館
	6	火	めだか訪問 (植田・野島・今井)
	9	金	育成会訪問 (合同意見書について)
	12	月	でるでる CLUB (第1回企画反省会)
	13	火	交通アクセス実行委員会
	14	水	埼玉県障害者施策推進協議会 ワーキングチーム
	15	木	事務局事務所会議
	19	月	「障害児」の高校進学を実現する全国連絡会 プレ集会
	20	火	山にこもりましょう巡業団 埼玉県障害者施策推進協議会 ワーキングチーム
	21	水	就学ホットライン
	22	木	
	26	月	でるでる CLUB (第2回企画福祉祭りについて)
10月	3	月	でるでる CLUB (第2回企画福祉祭りについて)
	4	火	移行に関して県(所管課)と話(坂本・今井) 移行プロジェクト 担当理事会議
	11	火	交通アクセス実行委員会
	17	月	でるでる CLUB (話し合い)
	18	火	山にこもりましょう巡業団
	24	月	でるでる CLUB (福祉祭り看板づくり)
	26	水	埼玉県障害者施策推進協議会
	28	金	日比谷大フォーラム
31	月	でるでる CLUB (福祉祭り看板づくり)	
11月	2	水	教育局交渉
	3	木・祭	でるでる CLUB・地域福祉祭り IN さいたま
	5	土	理事会
	10	木	第1回夜の勉強会(宮寺)
	12	土	「障害児」の高校進学を実現する全国連絡会 実行委員会
	15	火	山にこもりましょう巡業団
	17	木	事務局事務所会議
	20	日	交通アクセス 埼玉行動
	21	月	でるでる CLUB (第2回企画反省会)
24	木	理事会	
12月	5	月	でるでる CLUB (2011年活動振り返り)
	7	水	交通アクセス実行委員会
	10	土	「障害児」の高校進学を実現する全国集会実行委員会事務局会議
	13	火	他団体訪問(坂戸・野島・大坂・竹迫・和田・今井)
	15	木	事務局事務所会議
	19	月	でるでる CLUB (忘年会)
	20	火	山にこもりましょう巡業団
	26	月	埼玉県障害者施策推進協議会
1月	10	火	埼玉フォーラム実行委員会
	14	土	理事会
	16	月	でるでる CLUB (2011年度事業報告について)
	17	火	山にこもりましょう巡業団 (女性教育会館下見)

	18	水	通信161号 発送作業
	19	木	事務局事務所会議
	20	金	埼玉フォーラム
	21	土	「障害児」の高校進学を実現する全国集会 第2回実行委員
	24	火	社団ネット合同事務局会議 所沢
	27	金	教育局交渉
	28	土	相談支援ってなんだろう
	30	月	法人移行説明会（所管課主催）
2月	4	土	骨格提言について細川律夫事務所へ（きょうされんと）
	9	木	冬のちんどん
	11	土	「障害児」の高校進学を実現する全国集会 事務局会議 こども夢みらいフェスティバル実行委員会
	13	土	でるでる CLIB（2011年度事業報告）
	16	木	事務局・事務所会議
	27	月	でるでる CLUB
	28	火	三役会議
3月	3	土	定例理事会
	4	日	こども夢みらいフェスティバル
	6	火	教育局交渉
	8	木	夜の勉強会「スウェーデンのパーソナルアテンダンス制度と総合福祉法」
	9	金	入試発表・教育局交渉
	12	月	でるでる CLUB
	15	木	事務局・事務所会議
	18	日	「障害児」の高校進学を実現する全国交流集会事務局会議
	21	水	第4回埼玉県障害者施策推進協議会
	26	月	でるでる CLUB 教育局交渉

会員団体

団体名	施設名・連絡先	電話
社団法人 埼玉障害者自立生活協会	〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘3-1-24-403	080-6608-1275
NPO 法人 自立生活センター遊T Oピア	事務局「遊T Oピア」 〒360-0018 熊谷市中央1-14	048-526-6760
	就労継続B型 遊T Oピア(従)「赤いスイートピー」 〒360-0013 熊谷市中西1-1-1	048-526-6919
	介助派遣事業所「ライフサポートセンターくまがや」 〒360-0031 熊谷市末広1-64-2 YABEビル1階	048-521-1254
	就労継続B型 遊T Oピア(主)「わんすてっぴ」 〒360-0847 熊谷市籠原南1-225	048-533-2556
OMIYA ぱりあフリー研究会	心身障害者地域デイケア施設「NEUE(ノイエ)」 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町2-60 永見ビル1階	048-643-4422
キャベツの会	連絡先 木村俊彦	048-481-5393
NPO 法人 にんじん畑	連絡先「にんじん畑」 〒352-0033 新座市石神2-4-8ほっとｽﾊﾟｰｽ包(ばお)内	048-483-2281
	店「喫茶ココ」 〒352-0013 新座市新塚5061-14 福祉の里内	048-482-7077
	生活サポート事業「Smiles(すまいるず)」	
NPO 法人 ふくしネットにいざ	障害者地域活動支援センター「ふらっと」 〒352-0004 新座市大和田4-14-1	048-479-3799
	介助派遣「ほっと」	048-479-7279
NPO 法人 上福岡障害者支援センター21	介助派遣「二人三脚」 〒356-0004 ふじみの市上福岡4-6-11 イデビル1階	049-264-0990
	地域活動支援センター「協働舎レタス」 〒356-0004 ふじみの市上福岡4-6-11 イデビル1階	049-264-5497
	地域活動支援センター「くまのバイカーズ」 〒350-1147 川越市諏訪町21-2 グレイズビル102号室	049-248-4780
	生活ホーム「生活ホームみどり荘」 〒356-0005 ふじみの市上福岡西2丁目5-9	049-264-0141
	グループホーム・ケアホーム「第一ひまわり荘」 〒350-1142 川越市藤間1066-1	049-247-4303
	グループホーム・ケアホーム「第二ひまわり荘」 〒356-0045 ふじみ野市鶴ヶ岡1-12-17	049-256-7995
さやまのペンギン村	連絡先 門坂美恵	04-2959-3362
NPO 法人 自立援助ホーム とことこの家	介助派遣「とことこの家」 〒359-1112 所沢市泉町911-3	04-2939-9733
所沢教育と福祉を問い直す会	連絡先 沼尾	04-2949-2687
NPO 法人 リンクス	生活支援センター・地域活動支援センター「ねこのて」 〒333-0851 川口市芝新町15-9 アステール藤野 1階	048-261-5667
	就労継続支援A型「ねこのてデザイン工房」 〒333-0851 川口市芝新町14-9 梅宮ビル 1階	048-261-5667

団体名	施設名・連絡先	電話
NPO 法人 埼玉県移送サービスネットワーク	本部事務局 〒355-0366 埼玉県比企郡ときがわ町大野1251	0493-67-1678
蓮田福祉を考える会 風の色	連絡先 吉田宅 横井もも 〒349-0115 埼玉県蓮田市蓮田2-88	048-768-2681
NPO 法人 CIL ひこうせん	〒361-0071 埼玉県行田市栄町22-5	048-555-1100
はあとねっと 輪っふる	〒338-8508 さいたま市中央区上落合2-2-1 埼玉トヨパット本社	048-859-4130

会員がかかわる地域の団体

NPO 法人 コーヒータイム	心身障害者地域デイケア施設「レモンの木」 〒351-0011 朝霞市本町2-4-26 3F	048-466-0778	
	心身障害者地域デイケア施設「オリーブ」 〒351-0011 朝霞市本町2-4-26 6F	048-461-8331	
埼玉障害者市民ネットワーク	連絡先「黄色い部屋」 〒344-0021 春日部市大場690-3 谷中耳鼻科内	048-737-1489	
わ ら じ の 会	介助派遣事業所 「ケアシステムわら細工」	〒344-0021 春日部市大場1288-1	048-738-4593
	重度障害者職業自立協会 「ブティック ぶあく」	〒344-0021 春日部市大場1288-1	048-738-0643
	心身障害者地域デイケア施設 「パタパタ」	〒334-0022 春日部市大畑771-4	048-733-2743
	(福) つぐみ共生会	身体障害者通所授産施設「くらしセンターべしみ」 〒343-0037 越谷市恩間新田232-1	0489-75-8511
		生活ホーム「もんでん」 〒343-0037 越谷市恩間新田232-1 2階	0489-75-1021
		生活ホーム「オエヴィス」 〒343-0073 越谷市恩間新田232-1	0489-75-1524
		越谷市障害者生活支援センター「苞」 〒343-0033 越谷市大字恩間181-1 北部市民会館内	048-970-9393
	春日部市障害者生活支援センター「えん」 〒344-0021 春日部市大場1288-1		
NPO 法人 職場参加を進める会	連絡先「職場参加ビューロー せ一緒」 〒343-0023 越谷市東越谷1-1-7 須賀ビル101	048-964-1819	
どろんこの会	連絡先 黒古次男	04-2962-8621	
所沢交通システムを考える会	連絡先 一木昭憲	04-2998-5814	
たけとんぼの会	連絡先 関田綾音	049-284-7783	
どの子ども地域の公立高校へ 埼玉連絡会	連絡先 竹迫和子	0489-42-7543	
埼玉県庁内福祉の店 「アンテナショップかつぼ」	〒331-8501 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎	048-830-7788	
ぺんぎん村	連絡先「ぺんぎん広場」 〒336-0024 さいたま市南区根岸1-1-20-102	048-866-3832	
	心身障害者地域デイケア施設「わくわく」	048-825-0404	

団体名	施設名・連絡先	電話
	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町1-14-9	
	介助派遣 一般社団法人「アシストまれびと」 〒336-0024 さいたま市南区根岸5-2-19-101	048-837-1622
NPO 法人 障害者自立センターめだか	心身障害者地域デイケア施設「めだか工房」 〒340-0043 草加市草加1-7-13	048-941-8001
NPO 法人 虹の会	虹の会本部 さいたま市桜区大久保1000-2階 システム研究室内	048-855-8438
	心身障害者地域デイケア施設 「障害者生活ネットワークうらわ」 〒338-0826 さいたま市桜区大久保領家574	048-855-8433
	介助派遣「虹の会 介助派遣システム」 〒338-0823 さいたま市桜区栄和6-2-8	048-851-7558
	店「虹屋」 〒338-0835 さいたま市桜区道場2-15-26	048-855-8438
地域自立支援グループあん	連絡先「あん」 〒365-0055 鴻巣市栄町5-30	048-542-9889
教育の欠格条項をなくす会	連絡先 黒須	090-9817-8708
NPO 法人 市民サポートなかま	自立生活センター「所沢ファントム」 〒359-0045 所沢市美原町5-2026-7	04-2992-1310
障害者の社会参加を進める会	心身障害者地域デイケア施設「就労センター 夢燈館」 〒338-0831 さいたま市桜区南元宿2-22-9	048-854-8221
	心身障害者地域デイケア施設「プラザ夢燈館」 〒330-0065 さいたま市浦和区神明2-14-5	048-833-9665
一般社団法人 英の樹会	パーソナル・サポート「はなの樹」 〒350-0216 埼玉県坂戸市柳町44-17	049-298-5175
うさぎとかめ	連絡先 高橋敦	049-283-0277
NPO 法人 自立支援センターハーモニー	介助派遣「ハーモニー」 〒338-0011 さいたま市中央区新中里4-15-2-101	090-3914-4200